

国土総合開発特別委員会議録第十号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)

午後二時三十九分開議

出席委員

委員長 廣川 弘禪君
理事 志賀健次郎君 理事 篠田 弘作君
理事 薄田 美朝君 理事 松浦周太郎君
理事 松田 鐵藏君 理事 竹谷源太郎君
理事 渡邊 惣藏君

伊藤 郷一君 植木庚子郎君
川村善八郎君 征山茂太郎君
南條 徳男君 林 唯義君
本名 武君 渡邊 良夫君
小平 忠君 芳賀 貢君
門司 亮君 森 三樹二君
岡田 春夫君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君
出席政府委員 北海道開発
政務次官 白波瀬米吉君
北海道開発庁次長 田上 辰雄君

總理府事務官 柏原益太郎君
(北海道開発庁 企画室主幹)
委員外の出席者 大蔵事務官(銀行
局特殊金融課長) 加治木俊道君

三月二十日

委員大塚保雄君、櫻内義雄君及び山
本正一君辭任につき、その補欠とし
て林唯義君、瀬戸山三男君及び渡邊
良夫君が議長の名で委員に選任さ
れた。

同月二十三日

委員首藤新八君辭任につき、その補

第二類第五号

国土総合開発特別委員会議録第十号 昭和三十一年三月二十三日

欠として植木庚子郎君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

北海道開発公庫法案(内閣提出第六
三号)

○廣川委員長 これより会議を開きま
す。

北海道開発公庫法案を議題とし、前
会に引き続き質疑を継続いたします。
質疑の通告がありますから、これを順
次許します。芳賀君。

○芳賀委員 本日は北海道開発庁長官
に対し、北海道開発公庫法案に対する
質疑を行いたいと思います。

まず第一にお尋ねしたい点は、今回
北海道開発公庫法を出したになったわ
けですが、その基礎をなすものは、本
日まで進行しておるところの第一次北
海道開発の五カ年計画の成果というも
のが、この基礎条件になっておるとい
うふうに考えるわけでありまして、この
五カ年計画の内容は、正力さんも御承
知の通り、主として公共事業関係の未
開発地域の基礎的な施設を整備するとい
うところに尽きておるわけでありま
す。これが前提になって、今後北海道
の産業開発、経済開発を進めることにな
るわけでありまして、この基礎施設
の整備の上に立つて開発公庫法を出し
になったわけでありまして、この公
庫法の一番重点的に行おうとする点
は、どの点であるかというところを中心
にして、具体的な、いわゆる正力構想

を通じての御説明をお願いいたわけであ
ります。

○正力國務大臣 公庫法を作りました
趣意は、要するに北海道の産業開発を
やるためでありまして、長期かつ低利
の投融資をやりたいと考えておりま
す。

○芳賀委員 この投融資が、長期かつ
低利のものであるということは一応わ
かるわけですが、ただ北海道開発の一環
として、このような新しい試みとして
の投融資を行おうとする一番基礎をな
す、その構想はどこにあるのか、聞い
ておるのです。

○田上政府委員 私からお答えいたし
ます。北海道開発公庫は、お話の通り
北海道の総合開発上、第二次の計画と
しておそらく取り上げられなければなら
ない産業開発、その使命を果すべき
一つの機関でありますことは申すまで
もないと思ひます。このことにつきま
しては、ただいま正力大臣からお話
の通りに、今後北海道における産業の
振興開発を促進し、国民経済の発展に
寄与する」と、第一条に目的がうたつ
てある通りであります。この公庫法案が
できましていきさつが、また別にあ
ります。これは、この委員会でもしばしば
話に出ました通りに、北海道に對しま
しては長期にわたる低利の資金が必要
であるにかかわらず、昭和二十八年に
は、従来そうした使命を果しておりま
した北海道殖産銀行が一般銀行になっ
てしまった。そういうことから、ここ
三年にわたりました、北海道開発公庫

が、長期の資金を供給するためにも
必要であるということで、別な理由か
ら北海道開発審議会がこの問題を取り
上げまして、今日に至つておるのであ
ります。しかしながら、そのねらいと
いたしましては、あくまでも産業の振
興、開発を促進するにあるのでありま
す。具体的な事業といたしましては

は、公庫法案の第十九条に掲げてあり
ますように、石炭または可燃性の天然
ガスの利用度の高い工業、農林畜水産
物の加工度の高い工業、それから飲業
及び製菓業、産業の振興開発にかかる
交通運輸業、なおそのほかに、産業の
振興開発のために特に必要な事業で、
主務大臣が今後指定していくものとい
うふうに、事業内容を十九条に示して
おるのであります。こうした事業が今
後北海道開発の一つの中心の問題にな
るのである、この種の事業は、当然
第二次の北海道開発五カ年計画の線に
乗ってくる事業であり、この線に乗っ
て民間の企業が出てくることを期待
し、それに対して呼び水的な役割を
この公庫によって果していこう、こ
ういうことがこの公庫の主たるねらい
でございます。

○芳賀委員 私のお尋ねしている点
は、今日上長もお述べになりました
が、北海道の開発計画は、昭和二十七
年度から昭和三十六年度までの十カ年
計画を、前期、後期に分けておのおの
第一次、第二次五カ年計画が策定され
ることになっておるわけですが、第一
次五カ年計画は、今年度をもって一応

終ることになっておるわけですね。そ
の場合には第一次五カ年計画は、産業
振興の基礎となる基礎施設の整備に重
点を置くということになっておるわけ
です。第二次計画に對しましては、先
日正力長官も、第二次五カ年計画を策
定する場合においては、産業の飛躍的
発展を正力構想を通じて考えておると
いうようなことをお述べになったわけ
であります。いわゆる公庫法なるもの
は、結局第二次五カ年計画と不可分の
関係の上に立つて作られておるとい
うふうに考えておるわけでありまして、
この公庫法だけを切り離して、こ
の公庫の投融資だけを切り離して考え
るわけにはいかぬのであります。それ
ですから、第二次五カ年計画との関連
の上に立つてこの投融資計画をどうす
るか、という輪郭をこの際お示しにな
る必要があると思ひますが、その点に
對しまして、長官はどういうようなお
考えを持っておりますか。

○田上政府委員 お話の通り、公庫が
今後運営されていきます上におきまし
て、第二次五カ年計画が緊密な関係に
ありますことは、申すまでもないと思
ひます。芳賀委員のおっしゃる通りで
あります。しかるに、第二次の五カ年
計画はどうなるかということにつきま
しては、すでにしばしばお話が出てお
ります通り、第一次五カ年計画の延
長といたしまして、従来の産業振興で
あります電源開発、道路、河川、港灣
等の公共施設をますます強化してい
く、それと同時に、新たに産業の飛躍

的發展を期すということでありまして、この産業の飛躍的發展につきましても、公庫は大きな役割を示すということになっておるのであります。しかしながら、第二次五カ年計画はたゞいま検討中でありまして、一検討中と申しますよりも、むしろその準備といたしまして、いろいろな資料を集めたいとして、急速にこれを確立しなければならぬ。その立て方につきましても、国の経済自立五カ年計画の線にも沿い、同時にまた北海道の総合開発の計画もございまして、また現地の開発局のいろいろ検討いたしております資料等もございまして、これらの資料を集めまして十分な検討を加え、近く、少くとも公庫が出發をいたします八月までには、これを整備いたしまして、その五カ年計画の線に沿うて、これが運営をそなく進めていきたい、こう考えておるのでございます。

○芳賀委員 それでは正力長官にお尋ねいたします。たゞいま田上次長が御述べになったわけでありまして、結局この開発公庫法に基づく投融資なるものは、もちろん投融資計画というものが立てられるわけでありまして、これは第二次五カ年計画と密接な関連を持っておるので、第二次五カ年計画が明確に策定されて、それとの重大なる関連の上に立ってこの公庫の運営に当る、そういうことなんですか。

○正力国務大臣 その通りです。

○芳賀委員 そういたしますと、第二次五カ年計画が具体的に策定されるまでは、一応この公庫法なるものは成立いたしましたけれども、實際その業務の運営に入るのは、第二次五カ年計画が具体

的に策定されてから以後になるというふうに解釈していいわけですね。

○正力国務大臣 この公庫を作り出したのは、なるほど第二次計画も考えておりますけれども、第一次計画のまだ完成しておらぬ部分に対しても必要なんです。これはでき次第即刻働かせたいと思っております。

○芳賀委員 それでは、第一次五カ年計画との関連もあるので即刻やりたいということになると、政府の趣旨説明の中にも、公庫の行い投融資あるいは債務保証の対象を大体五つに区分しておるわけでございますが、そのうち今長官のお考えになつてゐる点は、これは第一次五カ年計画の公共事業的な性格に重点を置かれておるといふ場合においては、「産業の振興開発に係る交通運輸業」というのが一項ありますけれども、これらの点に対してとりあえず投融資を行いたい、そういう考え方は、

○田上政府委員 先ほど申しました通りに、公庫は第二次五カ年計画の線に沿うて活動すべきものではあります。が、また一面、公庫が長期資金を得て、そして北海道の産業開発に資していかねければならぬという必要性は、大臣のお答えいたしました通りに、これはきわめて緊要なる事業でありまして、一刻も早くかかる機能の活動を必要としたしておるのであります。従つて公庫は、第一次五カ年計画、あるいは第二次五カ年計画と関連を持つまでもなく、できるだけ早く活動を開始しなければならぬのであります。ただ五カ年計画がちょうど第二期にきておりますので、その計画の線に沿うて活動いたしますことが、将来の北海道に

おけるきわめて重要な、しかも重点的なものでありますから、その線に沿うて公庫を十分活動させていきたい。それには、まだ五カ年計画はきまつておりませんけれども、先ほど申しました第十九条にありますが五つの号に掲げてありますようなことは、当然五カ年計画の線に沿うて出てくるものだというところは、一般の考え方として間違いないと考えられます。従つて、この五号の各事業を中心といたしまして、今後公庫が活動していきたいと申すのであります。これは第二次五カ年計画とも矛盾をいたしませんし、また同時に、第一次五カ年計画が公共事業を中心としておりますにもかかわらず、今の時期では、この公庫が産業開発のために活動することが必要であるという事実を、特に主張したいのでござい

○芳賀委員 私のお尋ねしている点は、これは長官にお答え願ひたいのですが、北海道開発の今後の方向に対してこの投融資計画というものが相當の寄与をするということは、われわれも同様に期待を持つわけですが、もちろん第一次五カ年計画と関係がないというわけではないのですけれども、密接な関係があるのは、何としても今後の第二次五カ年計画というふうに考える。そういう場合においても、やはりこの法律を作る場合においては、当然この投融資に対する具体的な計画というものは、あわせて用意されておられると考えるわけですが、ところが、今日まで資料等を要求いたしましたけれども、この投融資に対する具体的な計画案というものは全然示されてないわけですが、そういうことになりましたと、どうしても一

応は危惧の念を持たざるを得ない。なぜかと言うと、今日までの北海道の開発の諸般の動きを振りかへつてみましても、そこには多分に政策的な動き等があったというところは、これは否定することができないわけですが、そういう過去を持つてゐるわけですが、ですから、今度の公庫法等に対しては、われわれはやはり一まつたの危惧を抱かざるを得ないわけですが、何ら具体的な投融資計画も持つておられぬし、また第二次五カ年計画の策定も行われていない。そうして、ただ投融資だけを行うということになりますと、甚だ疑問なところになります。すでにこの投融資も、どこへこれを向けるというふうな、ひもつきにさえてつち上げが行われてゐるというふうなことも、流布されてゐるわけですが、ですから、純粋な立場の上で立つて、提案者である政府当局は、この法案を通じて具体的な投融資計画等が用意されてゐるとするならば、その大綱的なものをお示しになる必要があるわけですが、ですから、私はその点に対しては正力長官に、どこに重点を置いて運営されようとするかということをお聞きしてゐるわけでありまして、その点に対する長官自身からの具体的なお答えがまだないわけですが、その点はぜひ長官を通じてお答えをお願いいたします。

○正力国務大臣 この公庫は、先ほど申し上げました通りに、第一次計画をまだ完成しておりませんから、あれを完成する上にはこれは当然必要なことです。もちろん先ほど御注意のありました甚だしい風評があり、注意すべきことは、それはごもつともな話です。その点については十分注意いたし

ます。しかしながら、第一次計画を完成する上にはやはりこれは必要だ。大した額でもありません。第一次計画の完成には当然要るのです。元来北海道の欠陥は拓殖銀行がないということですが、その拓殖銀行にかつてこれができたのでありますから、その意味においてもけっこうである、こう思つてゐるわけでありまして。

○芳賀委員 それはだいたひずれた答弁というふうにご考へるのですが、もちろん、北海道開発に伴つて財政的、経済的な裏づけとしての投融資が、今まで非常に貧弱であつたということは、事実なんです。ですから、これに対する期待をわれわれは持つてゐるわけですが、ただこの法律の中にも示してゐる通り、この投融資の対象になるものは、ごく限定された範疇においてこの投融資を行おうとするところに問題があるわけですが、しかもこの計画を行ひ、また運営をやる場合においても、地方公共団体との密接なつながりというものは、この法律を通じては全然見受けることができないのであります。たとえば北海道等のごとき、地方自治体と緊密なる連絡あるいは協力のものと置かなければ、地方の総合開発というものが十分成果を上げることができないんです。しかし今日まで北海道の開発に対しては、その点に欠陥があつたことは長官もお認めになると思ひますが、その点はいかがですか。

○田上政府委員 この開発公庫が八十億の運用資金をもちまして活動していく上につきましては、ぜひ具体的な投融資計画が必要だというお説は、ごもつともだと思ひます。しかしながら、公庫はあくまでも金融あるいは出資をい

たします金融機関でありまして、事業
機関ではないわけでありまして。直接に
公庫自身が事業をするというわけでは
ないわけでありまして。従いまして、ほか
の事業のように具体的に全体計画を立て
まして、それに必要な予算というもの
を立てて、これを実行していくという
性質のものではないわけでありま
す。政府が考えておりますような民間
の事業、具体的に申しますと、第二次
五カ年計画の線に沿うた各種の事業が
北海道において活発に出てくることを
期待し、その事業の要求がありました
際、それに対して必要な融資をする
、あるいは特に出資をいたしますに
ふさわしい事業であります際には、そ
れに出資をいたす、というふうな調子
で融資を進めて参る次第でございます
。あらかじめこの八十億の運用資金
を決定しておくという性質のものでは
ないわけでありまして。しかしながら、
これが投融資を行なっていく一定の方
向といえますか、政府が期待してお
ります方向は、十九条の各号に掲げてあ
るものであります。さらにもう少し具
体的には、業務方法を制定いたしまし
て、業務を公庫が開始いたします際
に主務大臣の認可を受けまして、これ
を公庫が作っていくわけでありま
す。その際に、必要な、具体的な条項
を示すことができるわけでありま
す。さらに公庫が運用を開始いたしまし
て、出資あるいは融資をいたしますに
つきましては、二十三条にありますよ
うに、四半期ごとの事業計画及び資金
計画を作らなければならぬわけであ
ります。その際に具体的な指示を、認可
権を持っており主務大臣が、いた
しておるわけでございます。こういう

ふうにして、公庫ができてから具
体的に事業を拾って参るのでありま
す。ただ方向だけを示しまして、その
法律に示すところ、あるいは業務方法
書に示すところに従いまして、公庫が
運用されていきますので、そのときに
具体的な計画が立つということであ
ります。どうかさきよう御了承いただ
きたいと思ひます。

なおもう一点の、地方公共団体との
つながりがきわめて必要であるという
御意見でございましたが、この御意見
もごもっともなことでありまして、今
後この公庫が運用されていきますにつ
きまして、中央官庁のみならず、地
方公共団体との連絡ということ、仕
事の上にもいろいろと起ることであ
ろうと思ひます。ただ公庫は、
独立したこの公庫法案によつて設立
したものでありますから、公庫は公庫自
体の目的に従つて進んでいかなければ
ならないと思ひますので、特に法律上
この関係をきつりしていく必要は、
私どもは認めておらないのでありま
す。実際の運営上、各種の連絡を十分
とっていく必要があるだろうとは考
えておりますが、法律上、ここに主務大
臣との関係とか、あるいはその間の
連関などを条文に掲げる必要はないも
のと考えております。

○芳賀委員 たいだいま田上次長から、
公庫の場合はこれは金融機関であるか
ら、あらかじめ具体的な計画を立て
て、その投融資計画に基いてやるほ
どのもではない、一つ一つの事業を拾
い上げて、その適否を検討した上に立
ててやればよいということでありま
す。それは一般の民間金融機関であ
れば、別といたしまして、これは政府機
関としての金融機関です、たとえば農
林漁業金融公庫と同じ性格のもので
す。多分に公共性、国家性というもの
は持つておる。ですから、そういう政
府機関の公庫のごときは、やはり年当
初にそういう投融資計画というものを
立てて、それを分類して、配分のワ
ク内において投融資をするということが
これは当然のことなのであります。で
すから、公庫においてそういう計画と
いうものは当然持たれるべきもので
あつて、それは必要に応じてきめて貸
すというふうなものではないと思ひ
ます。次長はそれに類したような説明をされ
ましたが、そういう考え方は若干間
違つておるのじやありませんか。

○田上政府委員 お話の通り、北海道
開発金融公庫はきわめて公共性の高
い、国家性があるものであります。
従つて、他の金融機関とは性質は全
く異なるものでございます。しかし、た
だ金融をやるといふ性質につきま
して、他の国家的事業と異なるとい
うことを申し上げたつもりでありま
す。公共性が強いゆゑに、この法律に
ありますように、各種の必要な制限
を加へ、また主務大臣が各所におき
まして指導し、認可をしていく、監督
していくことになつており、主務大
臣は必要な監督命令もいたしていく
のであります。その点は全く他の金融
機関に見られない公共性の高い本質
を持つておるのであります。しかしなが
ら先ほども申しました通りに、一定の
方向は必要でありますけれども、個々
にどういふ事業をどうしてやるとい
うことは、今後四半期ごとの事業計画
を立て、その資金計画を立てて進んで
いけるのであります。その計画を、

作られます第二次五カ年計画の線に
乗せていくというわけでありま
す。今日公庫ができます前に、どう
いう事業をどれだけ実施をし、どう
いう事業ができる、それにはこれだけの融
資をするのだという具体的な計画を、
今日お示しいたすわけには参らない、
こう申しておるのであります。

○芳賀委員 その点が変じやないで
すか、まだ構想がないというの
は……、
そういう構想の上に立つて、必要
性の上に立つてこの法律が生まれるのじ
やないですか。ですから、当然この法律
案の審議をする場合においては、投
融資計画の大綱のごときものはお出し
になるのが、政府の義務だと思ひ
ますが、全然示さないじやありま
せんか。何も出てないじやありま
せんか。しかも出ておらぬ半面にお
いては、たとえば公庫の融資を通じ
て、どの産業に対しては大体融資が
可能であるとか、不可能であるとか
いうことまでも伝わつておるわけ
です。たとえば一例をあげて申しま
す。たとえば委員におきまして高崎
経済企画庁長官は、今後の北海道の第
一次産業開発の中に、特に農業
部面においては、北海道の農業の中
においてテンサイの一大増産をはか
つて、そうしてテンサイ糖の生産を高
め、国内糖業の振興をはかりたいとい
うようなことをお述べになつてお
たのです。ところが、このテンサイ糖
の振興の問題に対しては、現在たと
えば農林省が中心になりまして、海
道にテンサイ糖工場を新設するとい
う動きが、非常に濃厚になつてきて
おるわけですから、これは本年の余
剰農産物の見返り円資金のうちから
大体十五億

円程度をきいて、これをテンサイ糖工
場の新設の資金に充てようとする点
が一つ。もう一つは、この公庫法が成
立した場合においては、この中から
ビート工場の建設に対する融資を行
うというふうな計画もあるやに私は聞
いておるわけですから、もしそういう
ことが行われるとするならば、すでに
構想の中に投融資計画がないという
ことではないのです。ですから、そう
いうものがあるとするならば、この法
案の審議を促進する意味においても、
これは明確に、正直に御説明になる
必要があるのじやないですか、いか
がですか。

○田上政府委員 芳賀委員の御要
求になります点は、同じことをもう
一度繰り返してお答えしなければなら
ぬやうな結果になつて申しわけない
のでありますが、ただいま具体的な
お話が出ましたテンサイ糖の問題で
ございまして、高崎大臣がここでお
話になりましたことも聞いております。
そうして一般的に、テンサイ糖の
問題が今日北海道において大きな
問題になつて、そういう話が進んで
いるということも承知しております。
しかしこの公庫との関係につきましては、
先ほど申しましたように、公庫が出
発して参ります。ただ、か
きまらるべき問題であります。た
だ、かに申し上げられますのは、こ
の第二の「農林畜水産物の加工度
の高い工業」といふものには、テン
サイ糖工業のようなものは入るとい
うことを申し上げられるのでありま
す。そのほか木材糖化の工業だとい
うふうなもの、これに入りましょ
う。そういう例示は申し上げることが
できます。具体的に、全般的に八十億

の運用について、どういふ事業をどういふふうにするかという事は、今日立てるわけにはいかない事情なんだという事を、申し上げているのであります。それは金融機関でありまして、事業機関ではないので、こういうふうな法律に定められた制限、あるいは業務方法書に今後示されていきますその条件、あるいは今後定められていきます四半期ごとの事業計画、資金計画の制約、そういう制約を受けながら、進んでいくということでございますから、どの事業に対してはどういふ出資、融資をやるかということを、今日あらかじめ申し上げることはできないと申しております。

○廣川委員長 それではこの際、社会党の申し出がありますので、暫時休憩いたします。約一時間の予定で休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後五時九分開議

○廣川委員長 休憩前に引き続き公議を開きます。

質疑を継続いたします。松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員 一番論議になるところが第十九条と思いますが、これは先ほど芳賀委員からの質問にもあったので、どういふ種別のもに貸し与えて北海道の開発をするかということが、一番主要目的だと思っております。そこで第一条の目的にあるごとく、この公庫は北海道の開発のために長期の資金の供給をするということになっております。この項目に表われておる通り、第一、第二、第三、第四、第五となっており、このうちには、社会党の

意見とわれわれの意見と同じようなものもありますが、ただ社会党の割り切っていないところと差があると思ひます。たとえば、先ほどのポイント工場に対する融資というように、これは余剰農産物の金をもつて出すことになっている。自己資金がまたそれに加わる。北海道の農業政策からいって、この工場が立つことによって農民に非常な利益をもたらすという意味から、そういう足らない施設に対して融資をするという考え方であつていか悪いか、この点を承わりたい。

○田上政府委員 公庫は出資並びに融資、債務保証という三つの仕事をいたすのであります。ただいま松田委員の御指摘になりましたような、たとえばテンサイ糖工業について、ほかのいろいろ資金があるが、なお足らない資金についての融資を公庫に負うことができるかという話でありますけれども、ただいま御例示になりましたような事業、十九条の各号に該当するような事業であつて、事業の設備をこれから作るのだというふうな具体的な要請があります場合に、それに対して長期の資金を供給するのが公庫の仕事でありますから、ただいま御例示のような場合には、この公庫が融資をいたすということにならうかと思ひます。

これについては先ほど申し上げましたように、第二次五カ年計画の線に、テナサイ糖の問題等は当然取り上げられる問題であります。しかもこの十九条の二号の「農林畜水産物の加工度の高い工業」ということに当りますから、ただいま御指摘のようなものに対しては、足りない資金を融資する、つまり一般の民間の企業を増進するために、

公庫が呼び水的に働きをするのを使命といたします。ただいまのお話のような場合は、きわめて適切な事例であらうかと思ひます。

○松田(鐵)委員 次に、農業及び水産業という第一次産業に対しての融資が、農林漁業公庫との関係からできなくなつたのは、非常に残念だと思ひます。土建業者が今盛んに考へておられることは、北海道における土建業者は非常に機械力が足りないもので、機械を買つと、そこに資本が固定する。固定すると、結局内地の業者に非常に圧迫されるというふうな意味合いで、北海道開発のために土建機械を買いたいということから、新たに資本を出して会社を作り、それに対して融資をなし得るのではないかと考へて、農業における深土耕が非常に重要なものであり、それがスムーズにいつていないので、農業協同組合なり、また町村なりに、春早く、また秋おそく、土建事業をやる時期が迫つたり、また始まらない前に、深土耕をやるために、ブルドーザーのようなものを貸し与えるという計画のように思ひますが、こ

ういうものも北海道開発のためには非常に有意義なことだと思ひますけれども、こいうものに対しては融資が可能であるかどうか、この点も承わつておきたいと思ひます。

○田上政府委員 ただいまお話の土建関係の機械、農業関係の深土耕の機械、あるいはものを一緒にして北海道開発のために働かせるような一つの会社ができたらば、現在の北海道開発上、公共事業の推進の上に、また農業上、土地改良に大きな貢献をなし

得るものであらうと考へられるのであります。それは北海道の産業開発上、きわめて必要な事業であらうかと思ひますが、ただいまの事例につきまして、第十九条の一号、二号、三号、四号の場合には必ずしも適切に当てはまる事業ではなからうと思ひます。

従つてその場合には、第五号の「前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの」、これに該当するのであります。これは主務大臣におきまして具体的な指定をいたせば、この第五号に該当するものとして融資の対象にならうかと思ひます。ただいまお話をいたしました事業は、北海道開発上きわめて重要な事業の一つとして、その対象として考へられることであり、またが、なお具体的に主務大臣の指定をいたす必要があり、各省と協議して指定をいたす必要があるかと思ひます。ただいまの答弁といたしましては、一応第五号に該当する事項としてその指定をすることにして、十分敬意を表して検討を進めたいと思ひます。

○松田(鐵)委員 次長の答弁は、北海道開発のための呼び水的な事業に対する融資または投資をするというように考へられて、御答弁になつておりますが、それでけっこうでございます。ただ、今ここで社会党の方から質問があることにして、社会党に敬意を表して願ひます。

○芳賀委員 休憩前に引き続き質問いたします。先ほどの田上次長の説明によりますと、投融資の対象の中で、特に

二号の農林畜水産業の融資対象の問題にやや具体的に触れられておつたわけであり、たとえば今松田委員からも、北海道におけるビートの耕作増大とあわせて、テンサイ糖工業の発展のために、これらを公庫融資の対象にすべきであるという発言もあつたわけであり、そういうふうな次に具体的な事例をあげた場合、それに対して的確な説明をなされるようであり、

そういうものを総合した場合においては、これは一応公庫の投融資の大綱的な計画が持たれておるといふふうにも判断されるわけですが、われわれはどうしてもこの審議に当つては、その計画なるものが必要であるといふことを繰り返して申し上げておるわけなんです。この際率直に、一応の構想あるいは計画なるものを明示になつてはいかがですか。これは特に正力長官にお尋ねしたいのです。あなたは当委員会に出席はされておられるけれども、また私は本日も努めてあなたに対して質問をしておるわけですが、委員長はど

ういふわけが長官に対して発言を許さないのです。次長あたりに許しておるようですが、今後委員長におかれては、私は長官に対して答弁を求めているのですから、その点を十分留意されて、議事の進行をお願いしたいのであります。

○正力國務大臣 今の点は、私より事務当局が詳しいですから、事務当局から答弁いたします。

○田上政府委員 十九条の各号につきましまして、たとえば二号の場合におきましてはテンサイ糖工業が考へられるとか、あるいは木材糖化工業が考へられることは申し上げたのであります

が、ほかの場合におきましても、一つの例としてこういうものが考えられるという程度ならば申し上げられるのでありますけれども、しかし、たびたび申し上げる様に、この公庫がどういう事業に対してどの程度の貸付をするのだという具体的な計画というものは、公庫が金融機関である性質上、今日の段階では持ち得ないわけでございます。従って、これは公庫が出発いたしまして、その際に第二次五年計画というものができ上って、その線に沿って、公庫が仕上るべき具体的な計画というものはでき上るものである、こう考えるのでございます。ただせつかくのお話でございますので、十九条の第一号の「石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業」というものについて、たとえばどんなものが考えられるかというふうな例を申し上げますと、それは低品位炭を利用いたしまして製塩工業を起すことが期待できるとか二号につきましては、先刻申し上げましたように木材糖化工業、テンサイ糖工業が考えられるのではなからうか。それから三号につきましては、たとえばタン工業のようなものが期待できるのじやなからうか。四号の「産業の振興開発に係る交通運輸業」としましては、かりにあげますならば――これはまだ検討の余地もありまして、先ほど来申し上げますように、公庫ができてからの問題でございますが、たとえば北海道における離島航路の事業等を振興しなければならぬという世論もございまして、それがたまたま四号に当るのではなからうか。五号につきましては、先ほどお話のありました機械を貸し付けるような事業もこれ

に当りましょう。あるいはそのほか、たとえばP.S.コンクリートというものの論議がされておりますが、そういうものが具体的に発生した場合に、融資の対象になるのじやなからうか。その程度のことは私も一応検討したりしておりますが、お話のような全体計画というものは、どういう事業があつて、それに対して八十億をどう割り振るんだというふうな計画は、今日立てておりません。また立てることができない段階であるということ、御了承いただきたいと思ひます。

○芳賀委員　そこで、具体的な問題になりましても、たとえば八十億程度の、非常に投融資の総額においても少いわけでありま。しかし、これを北道道の産業開発の一つのてこ入れをするという場合においては、最も有効に、高度にこの投融資を活用するということが一番大事だと思ふ。ところが先ほどの説明によりますと、非常に大産業というべき、大企業というべき、たとえば北海道においてピート工業を興す、さらに増設しようとする場合において、同じ政府機関の投融資の形が、二重的な性格を帯びるということまでも、次長の説明によると是認したようなことになるのです。見返り円資金の場合も、政府が特別会計をもつてそこから融資を行うわけなのです。ピート工業の場合、見返り円資金の特別会計からの融資を行うと同時に、さらにそれ以外に、公庫からも融資を行うということが適切と認める、というふうなことを言っておられましたが、これは実問題に当面しなければ、まだ未知の点があるわけでありま

すが、そういうことが具体的に今後公庫の業務の中において行われるとするならば、これは重大問題であるというふうに考えるわけですが、なぜかという、第一次産業の面におきましても、これと類似の国の融資機関があるわけですが、たとえば農林漁業金融公庫なるものがあつて、この第二号に掲げるようなものに対しては、当然融資が行われることになつておるわけですが、そうしてその面からもさらに融資を受け、この公庫からも融資ができるということになると、この融資の範囲、あるいは対象になる産業というものは、まだまだ御説明よりも拡大されなければならぬというふうには私は考えるわけですが、その点はいかがですか。一方においては強い規制を与えながら、一方においては大きな企業に対しては二重投融資の形さえも認めるというふうなことに對しては、大きな矛盾がこの中にあるというふうに考えるわけですが、その点はいかがですか。

○田上政府委員　仰せの通り、この北海道開発公庫の運用金は八十億で、きわめて小さいのでございます。従つて、この公庫が北海道開発のために十分に役立つためには、むしろ今の段階では、みづから出資をするというふうなこともできるのではありませんか、それなことを費すべきではないのであります。できるだけ各民間資金を北海道の方に持つてくるような、誘引的な役割を果すべきであると考えるのであります。なおそのほかに、御承知のように北海道におきましては、一般市中銀行初め、あるいは御指摘になりました農林漁業金融公庫もありまして、中金等もありまして、今日いろいろ融資をいたしております。これらの調整の問題は当然起るのでございます。公庫といたしましては、できるだけほかの市中銀行等に融資の活動をしてもらひまして、市中銀行その他の銀行で、どうしても、北海道開発上、重要な事業であるにかかわらずこれに融資をしてもらへないという場合に、公庫がその補完的な役割を演じて、その事業の促進をはかつていきたいというものが、第一条にもありますように、この公庫の本質でございます。従つて、できるだけ他の金融に有効に働いてもらうように、公庫自身が他の金融の妨げをするようなことがあつてはならないと考へております。従つて、できるだけほかの金融の活動に待つのであるけれども、その他の金融をもつてして、この事業が北海道開発のためにきわめて緊要であるというものに、十分公庫が活動していかなければならないのでございます。具体的に御指摘になりました二重投資のお話でございますが、これらにつきましては、実は今後業務方法書に具体的な場合を掲載して、その方針をきめるべき問題でありまして、今ここで具体的なお答えをするわけには参りませんけれども、しかし、ただいま申し述べましたような方法で、他の融資を待つても、どうしてその事業が十分にやつていけないという場合に、開発公庫としては、十分その事業の達成のために、特別な考慮を払ふべきであると考えるのであります。具体的にどの程度にするかということ、今後業務方法書等におきまして、その制限を規定していくべきものと考へております。

○芳賀委員　これは根本的な問題になるわけですが、公庫の目的が、北海道におけるあらゆる資源を活用して、そこに新たななる、しかも強い産業を振興させるということのねらいです。それに寄与するためのこ入れになるわけですね。そういう場合においては、北海道における後進的な産業条件の上に立つて、後進的な地域の中において非常に不利な条件の中から、今後の産業発展を期待するわけでありま。それから、当然かかる投融資は必要となるわけでありま。ただ政府機関の資金の流し方が、二重な姿をとつてもかまわないということであれば、これは、たとえば農林漁業金融公庫の融資もあわせて、この公庫は行ふというふうな、そういう形をとつていかなければ、ひとりピート工業だけに對しては、大きな製糖資本が北海道に利潤追求のための工場をさらに増設しようとする場合において、一方においては有利な見返り円資金を与え、しかも乏しい公庫の資金源の中から、さらに貸し与えるというふうなことは、全然筋が通らないわけですが、しかも、そういう点に今後公庫の投融資の方針が重点的に行われるとするならば、これは今から問題として取り上げておく必要があるわけなんです。この点は長官におかれても――あなたは実業界に身を置いておられるのですから、こういう形というものが、真に政府の金融機関としての性格の上に立つた場合において、果して筋道の立つものであるかどうかという、こういう点に對しての御見解は述べることができると思ふのです。いかがですか。

○正力國務大臣　すでに政府機関

から融通しておるものに対しては、この公庫はやりません。

○芳賀委員 そういたしますと、たとえばビート工場の場合に、見返り円資金特別会計から工場新設のための融資が行われるような場合においては、この同一の対象になる工場あるいは会社等に対しては、公庫の融資は行わない、そういうふうに確認して差しつかえないですか。

○正力國務大臣 原則としては融通いたしません、金が足らぬ場合には、あるいは融資する場合もあり得ますけれども、この点についてはなおよく考究いたします。

○芳賀委員 これは、今後公庫の業務運営が総理大臣と大蔵大臣の共管ということになっておるので、もしこの点に対して今正力長官から明確な御答弁ができないとすれば、次の機会に委員長におかれては、大蔵大臣並びに総理大臣をこの席に出席させて、こういう基本的な問題に対しては、やはり法案の審議の中において明らかにしておかなければ、後日問題が出てくると思う。こういう点が非常に危惧されておるわけです。今日までの北海道の開発方式の中において、これが非常に政策的に用いられているという点に、北海道の開発のおくれおる重大なる原因の一つがあるわけです。ですから、この北海道の開発公庫なるものが、純粋に今後の北海道の産業開発に寄与するという目的の上に立つておる場合においては、この法案の本質、あるいはねらいとするところを、提案者であるところの政府当局においては、何としても明らかにしておくべきであるというふうに私は考へるわけでありすが、

長官におかれてこの点に対して明確な御説明ができないとすれば、これは後日に譲るわけでありすが、

次にお尋ねしたい点は、同じ農林畜産関係の融資であります、この公庫の融資を行う場合の一つの制限として、民間産業のうちでも特に協同組合、あるいは農民団体の出資等による——かかる団体に対してはこれを融資の対象にしないというふうなお考えのようでありすが、この点に対する具体的な御説明を願いたいのであります。

○柏原政府委員 実は、農林漁業金融公庫とか、あるいは開発銀行とか、あるいは中小企業金融公庫とか、政府関係の金融機関がございます。それで北海道開発公庫も政府関係の金融機関でございますので、従来の政府関係金融機関の融資対象としておるものにつきましまして、できるだけ開発公庫からは資金を供給しない。いわゆる政府資金が政府の各金融機関から流れるということを防ごうという意味で、対象を異にしていきたいという考えを持っておるのであります。そういう点につきましまして、これから業務方法書等によりまして十分検討いたしていきたいと考えております。

なおこの業務方法書は、御承知のようにに公庫が発足いたしましたから、公庫の役員等におきまして十分検討を加えまして、主務大臣の認可を受けて、その方法書に基いて業務が実際に行われるということになるわけでございます。

○芳賀委員 そういたしますと、今の説明によりますれば、政府が出資する、そういう金融機関の貸付対象になる企

業あるいは団体等に対しては、重複を避けるために、系列化を繁雑にしないために、これを対象から除くということになると、それらの機関の融資対象にならない産業あるいは会社等はいかなるものであるかということをお尋ねしなくちゃならぬわけです。たとえば政府機関といひましても、開発銀行もありまします、農林漁業金融公庫もあるし、中小企業の公庫もいろいろあるわけです。ですから、これらの公庫等からの貸付を受けられるというものは、これは非常に幅が広いわけですね。しかも、この対象にならないものということになる、たとえばどういうものが対象にならぬか、その点に対する具体的な事例をあげて御説明願いたいのであります。

○柏原政府委員 この開発公庫から融資いたしますのは、対象は法人に限るのでございまして、協同組合その他につきましましては、融資の対象にしないことになろうと思ひます。

○芳賀委員 法人格のあるものに限定して、特に協同組合のごとき、そういう法人格を持ったものは対象にしないということになると、今度はその対象の範囲というものは非常に狭められるわけですね。では、その狭い範囲内において、どういふものが対象になるかというところをこの際一応御説明願ひたい。

○田上政府委員 ただいまお話しになりました融資の対象等は、業務方法書によつて具体的に定められるのでございまして、従つて業務方法書にきまっています。ただいま具体的なことは申し上げられないのでありますが、大体の考え方として、対象はやはり法人に限ら

なければいけないのじゃないか、そして個人に貸すというわけにはいかなない。これは公庫の本質上、また対象といたしております北海道開発上、大いに産業の振興を効果あらしめるといふ建前から、当然であらうかと思ひのであります。そしてその法人にいたしましても、ある程度まで資金というものに制限を置く必要があるかと思ひのであります。資本金が、相当な事業を達成し得る程度のものでなければ、あまりに小規模なものに貸し付けるといふわけにもいかないのではないか。しかしこれらにつきましまして、しばらくは資本金はどれくらいにしたらいいかというところは、今後検討をいたしまして、そして公庫が業務方法書の中にうたうべき事項であると考えてるのでございまして。

○芳賀委員 政府は、法案を提出される場合は、その法律に付随して必要になるような、たとえば政令とか、業務方法書の大体の構想とか、そういうものは、あらかじめ用意しておくのが順当だと思ひます。正力長官はそういうことの必要性を感じておられませんか。感じておれば、そういうことを指示されて、法案の審議に當つてはそういうものを出せると思ひます。

○正力國務大臣 大きなことは十九条に示してありますから、それでやります。

○芳賀委員 大きなことの内容が若干問題になるわけです。おわかりにならぬとすれば、いたし方がないことですが、そういうことになると、この法案というものは、相当まだ未熟なものを包蔵しておるということになる。そうじゃないのですか。これが議員立法

であれば別であります、政府提案と銘打つて出す場合において、一切の準備が整つておらないという大きな欠点、法律案を出して、いろいろな大事な点に対して質問した場合においても、なかなか明快な答えがない、そういうところにいるいろいろな疑点があると思ひます。もう少し内容を固めて、この公庫法案の内容を明確にしておく必要が、どうしてもあるのではないかと思ひます。特に協同組合のごとき、公庫は全然融資ができないというふうなことであります、北海道の一つの産業の中において、今後協同組合等が中心になつて、原料を第二次的に加工するといふような、そういう段階は、どうしても付随して必要になってくるわけですから、ところが、単に中金であるとか、農林漁業金融公庫だけの資金に依存しているだけでは、なかなか十分なことではないのです。ですから、北海道の産業開発の中において占める協同組合の組織等の役割に対して、やはり特に一つの目的と使命を持った公庫等の融資が行われるという道を開いておかなければ、これはむしろ協同組合の事業等に対抗して、それを場合によれば、圧迫するような傾向がでかねと限らぬと思ひます。そういう点に對する危惧はいささかもございせんか。

○田上政府委員 たびたび申し上げますように、公庫の基本的な事項といたしまして、事業、業務については第十九条があり、そのほか必要な各規定を法律上きめてあるのであります、法律で定めるものというものは、およそ基本的な限界があるかと思ひます、お尋ねのよう

具体的な貸付の対象、範囲であるとか、あるいは事業内容、あるいは貸付の諸条件といったようなものは、この二十条に掲げてあります業務方法書において定められるものであります。一切を具体的にきめて、そうして、それを全部法律に盛り込むということもできないのでありますし、同時に、公庫の出資をいたします本質からいいますと、たびたび申し上げますように、公庫自身が事業を具体的に営むというのではなくて、金融機関でございますので、ここに法律に掲げてございますようなことで、十分この公庫の使命が果されるのであり、この案は、私ども決しておっしゃるような未熟なものではないのであって、完備した法案であると考えておるのでございます。なお今日まで説明をいたしました事業の例示等につきまして、大体この公庫がどういう方面に向うかということも、この程度で御了承いただきたいと思いますのでございます。

○廣川委員長 明日午後一時から理事會を開き、各持ち時間を決定し、そうしてなるべく早く本法案が上るように皆さんで協力いたしていききたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十一分散会

昭和三十一年三月二十八日印刷

昭和三十一年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局